令和5年 第389回 宮城県議会(賛成討論) 10月4日

- 1. 令和5年度宮城県流域下水道事業会計補正予算について
- 2. 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3. 一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の令和4年度決算について

自由民主党・県民会議を代表し、今定例会に提出されております各号議案について、「賛成」の立場から討論を行う前に、この場をお借りまして、一言申しあげます。

今定例会における4病院再編構想については、我が会派の代表質問や一般質問、委員会 等の質疑質問の内容は、県執行部に対して厳しい意見がほとんどでありました。

今定例会での緊急の申し入れ、その後に、三会派にて要望書を提出したことは、我が会派議員が地域を地道に歩き、県民の声を聴き、村井知事以上に県民に一番近い存在であるが故の重い決断であったことも、改めてご理解いただきたいと思います。

4病院再編構想の議論については、これからの人口減少への対応、公的医療資源の適正 な配分、その様々な観点から打ち出された考えであることは、これまでも十分に理解して きたところです。

特に関係する議員の中には、地域住民皆さまに厳しいご意見をいただきながらも、県執行部以上に、県が示す考えを丁寧に理解の浸透に努めてきた議員も数多くいるのです。

しかしながら、突然提案された名取市における精神医療民間病院の誘致などは、生煮えの段階での施策提案であり、逆に県民への不安を招いたばかりか、これまで理解浸透に努めてきた議員の説明とも整合性がなく説明責任を果たせなくなっている現状をご理解いただいておりますでしょうか。

さらに精神保健福祉審議会における「知事として自ら決断したことを止めることができるのは県議会のみ」との趣旨の発言はその通りですが、あまりにも言葉が過ぎたものであったと感じますし、何より止めることができると発言された県議会は、そもそも、詳細を把握できるほどの判断材料を持ち合わせていないが現状です。これらの言動などは、とて

も戦略的思考に長けた村井知事のものとは思えず、4病院再編構想の議論の進め方の現状 に、あらゆる方々から強い懸念をいただいております。

この議会が終われば、まもなく県民の審判を仰ぐ私達議員は、個々にこれからのこの議 論に対し、自らの考えをもって、有権者の皆様と真正面から向き合っていかなければなら ないのです。

厳しい言葉となり恐縮ですが、美術館移転の議論がやむなく撤回となった、あの時のご経験をもう一度思い出していただき、現状の議論の進め方に対し苦言を呈させていただくとともに、今後は申し入れ、要望書に示させていただきましたとおりに、これ以上、不要に議論の対立をあおることなく、広く、丁寧に、この議論は新たに仕切り直すぐらいの気持ちをもって進めていただきますよう、村井知事、そして執行部皆さまに強くお願い申しあげます。

さて本題に入ります。初めに、議第112号議案「令和5年度宮城県流域下水道事業会 計補正予算」についてであります。

本補正予算は、昨今の物価高騰への対応として、流域下水道事業における維持管理費の増加に伴い、みやぎ型管理運営権者への補償に要する経費を計上しているものです。

「みやぎ型管理運営方式」は、県民の暮らしや県内の企業活動に欠かすことの出来ない水を、安全かつ安心に供給するために、これまで与野党を超えて真剣な議論を重ね、議会として導入を可決し、昨年4月から事業を開始しております。

昨年度に発生した水質悪化事故は、我が会派としても看過できないものでしたが、県と しても運営権者と連携し、再発防止対策や事故発生時の対応強化も含め、今後の対応の強 化が図られるなど、さらなる尽力をいただいているところです。

県議会により議論を尽くし、議決した「みやぎ型管理運営方式」による円滑な水道事業 の運営とその管理こそが、県民生活の安心、安全、すなわち県民の命を守ることに直結す る行政としての重大な責務であると考えます。

もちろん、今後も執行部のみならず議会としても水道事業の運営には、しっかりとチェ

ック機能を果たしていくことは当然のことであります。

この度の補正予算は、今後必要とされる管路更新など、今を生きる私達が将来世代への 負担を先送りしないため、安定的な水道経営を維持する観点から予算化しているものであ り、反対する理由は見当たらず、本議案は速やかに可決すべきものであります。

また、議第119号議案「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についても、「みやぎ型管理運営方式」に関連する改正でありますが、市町村から導入効果を早く料金に反映して欲しいという要望を受けて、改定時期を1年前倒して行う料金改定であります。これにより料金の引き下げが実現することは、全国的に水道料金の値上げが行われている中、みやぎ型管理運営方式導入の成果として大いに評価すべきことであると考えます。

また、料金改定については、市町村との協議状況について9月に開示され、詳細な説明がないので、妥当性が検証できないという主張についても、今議会においても、十分検証する時間はあり、再公営化を主張するあまり現実逃避をしているに過ぎません。

そして流域下水道事業は、実施契約書に明文化してあるエネルギー価格の高騰により利用料金が維持管理負担金の上限額を超過した場合に、超過額は別に支払う必要があることから、やむを得ずの引き上げとなっておりますが、今回の改定は令和6年度1年間の臨時改定であり、今後の物価の動向を踏まえ見直しを行っていくものであります。このような改正の趣旨を踏まえれば、当然可決すべきものであります。

次に、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の令和4年度決算について議会の認定を求める、議第134号議案及び議第137号議案についてであります。

まず、議題134号議案は、令和4年度当初予算及び各定例会で議決された補正予算に基づき、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地域の経済活動の維持・活性化」、「新・宮城の将来ビジョンの2年目として目標に掲げた、若者の県内定着や子供・子育てを社会全体で支える環境整備、外国人の受入促進など、本格的な人口減少局面を見据えた施策」、「脱炭素社会の実現やデジタル技術の活用への取り組み」など、宮城県の今、そして、こ

れからの必要不可欠な施策に対し、適正に支出されたものと考えます。

先ほどの反対討論をお聞きする限りでは、個々の施策に反対であることが、決算認定に 反対する理由の1つであると理解しました。また、個別の各施策についての反論は時間の 都合上、割愛いたしますが、

本来、決算審査というものは、「予算に基づいた支出が適正になされたか否か」を判断の 根拠とするものであり、反対討論の理由はその根拠には全くあたらず、決算審査からは大 きく逸脱したものであり、その趣旨とかけ離れた対応と言わざるを得ません。

また、各決算には監査委員の意見書も提出されており、留意改善すべき事項の言及もありますが、「概ね適正に処理されているものと認められた」と結論づけられてもおります。

予算と決算の在り方と、その正常なプロセス、そして、それぞれの立場から果たした本 決算へのチェック機能の総意を得た結論として、本議案は当然に認定すべきものでありま す。

次に、議第137号議案は、公営企業のいずれの事業も地方公営企業の経営の基本原則である企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進に向けた運営に基づくものであり、その支出についても県民生活に必要不可欠な事項に対し、適正に支出されたものと考えます。

反対討論をお聞きする限りでは、「みやぎ型管理運営方式」に反対であるが故に、決算を認定しないとの理由が示されております。公営企業の事業は今、この瞬間も県民生活を守り、支えているのです。それぞれの運営にしっかり目を向けた建設的な議論は必要でありますが、反対のみの理由を持って決算を認定しないかのような姿勢は無責任なものとして、厳に慎むべきであります。本議案も速やかに認定すべきものであります。

以上、それぞれの議案について述べさせていただきましたが、議員各位の御理解と御賛 同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。